

## 総会への付議事項

PTA の単年度収支は毎年 30-70 万円ほどの収入超過であり、積み上がった超過額は年間の収入額を上回る額となっている。これは単年度会計が基本の PTA としては健全とはいえない状態である。

そこで、単年度の収支を均衡させるため、つぎの 3 施策を実施したい。

施策 1. 会費を 2400 円から 2000 円に減額する

施策 2. 卒業対策支援金を 1000 円/人から 3000 円/人に増額する。10 万円の支給は廃止する

施策 3. 執行部役員・委員の通信費を増額する

執行部役員 6000 円→8000 円/人

各委員は 1000 円増額する

この 3 施策を実施することで、45 万円/年(2023 年度ベース) の収入超過が解消される見込みである。

施策 1 についての詳細は次の通り。

施策 1. 会費を 2400 円から 2000 円に減額する

- ・会費を月会費から年会費にする
- ・年度途中の退会は年会費を返金しない
- ・年度途中の入会は年会費を徴収する。ただし、3 学期以降の入会は年会費を免除する
- ・非会員からの入金は申告が無い限り返金しない(申告があれば返金する)

○会則を変更する

<現行>

会則 第 10 条

本会の会費は、一家庭年額 2,400 円(月額 200 円)とする。

細則 第 7 条 退会及び非加入

1. 会員は、本会の趣旨に賛同できない場合には、退会することができる。
2. 退会の届は、会長宛に書面にて提出する。
3. 会費等の処理については、別途、会計と手続きを行う。
4. 非加入及び退会会員の児童への会費からの拋出物品等の扱いについては、非加入及び退会者の意向を確認して実費負担等の適切な処置を講ずる。
5. 非加入及び退会会員の児童が、PTA 行事等に参加することは妨げないが、行事等に参加する場合の当該児童の安全については、保護者とそれに代わる者が責任を持たなければならない。
6. 退会した後若しくは非加入であっても、希望によりいつでも再加入若しくは加入できる。

<変更案>

会則 第 10 条

本会の会費は**一家庭年額 2,000 円とし、会費は年度単位で徴収されるものとする。**

細則 第 7 条 退会及び非加入

1. 会員は、本会の趣旨に賛同できない場合には、退会することができる。
2. 退会の届は、会長宛に書面にて提出する。
3. **会員が年度途中で退会した場合、既に納付された会費の返金を行わないものとする。**
4. 非加入及び退会会員の児童への会費からの拋出物品等の扱いについては、非加入及び退会者の意向を確認して実費負担等の適切な処置を講ずる。
5. 非加入及び退会会員の児童が、PTA 行事等に参加することは妨げないが、行事等に参加する場合の当該児童の安全については、保護者とそれに代わる者が責任を持たなければならない。
6. 退会した後若しくは非加入であっても、希望によりいつでも再加入若しくは加入できる。
7. **年度途中で再加入若しくは加入した場合、会費は年度単位で徴収され、残り期間に関わらず年度分全額を徴収されるものとする。ただし、3 学期以降の加入は当該年度の会費の徴収を免除する。**

施策 2 及び 施策 3 は 2025 年度予算案に組み込み、総会での承認を得たい